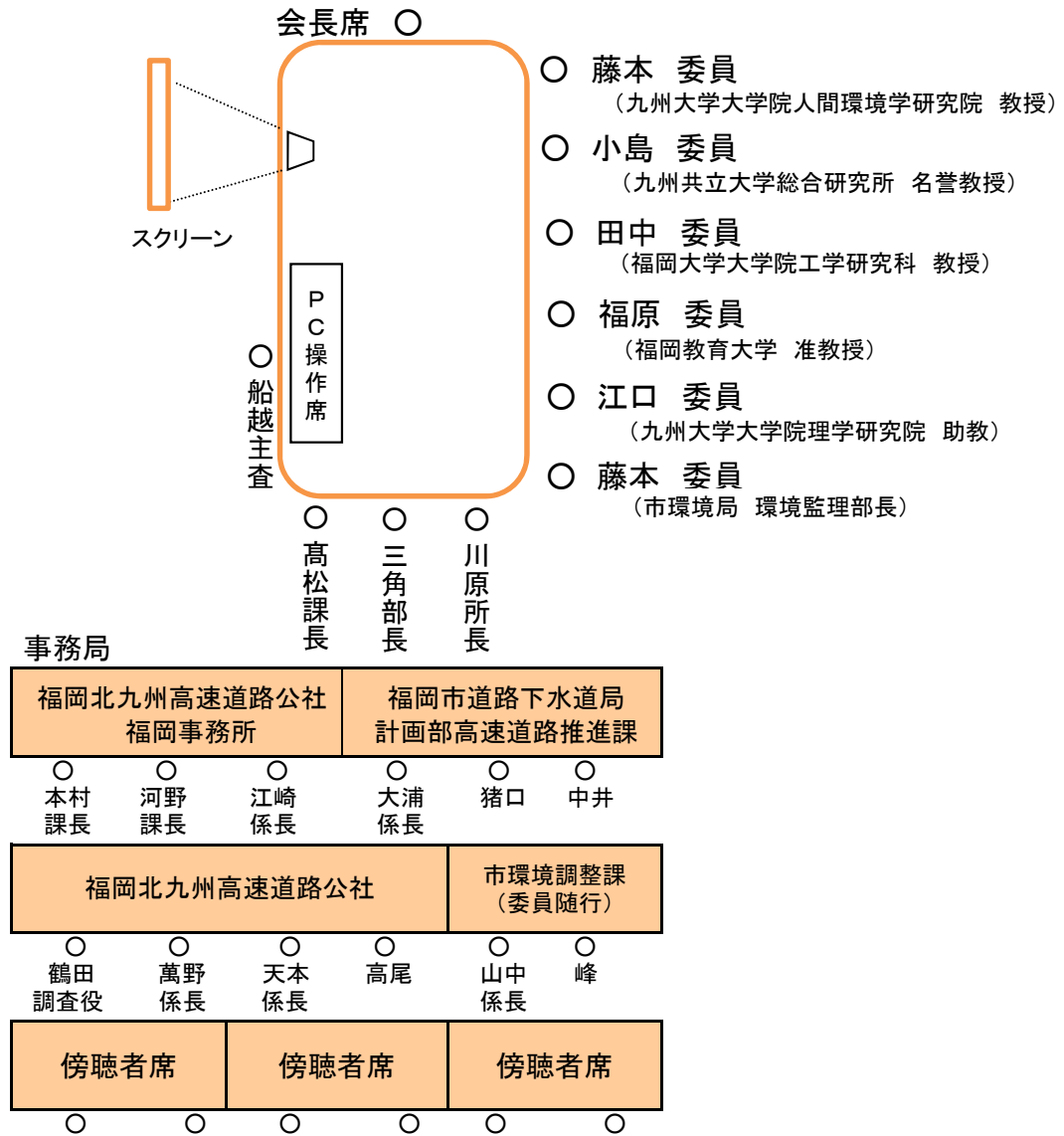


## 平成25年度自動車専用道路アイランドシティ線環境影響評価に係る 環境モニタリング有識者委員会配席図

日時:平成26年3月3日(月)10時～12時  
場所:市役所15階 1505会議室



出入口

## 自動車専用道路アイランドシティ線環境影響評価に係る環境モニタリング有識者委員会名簿

役職	氏名	所属	専門分野
委員	藤本 一壽	九州大学大学院人間環境学研究院 教授	騒音・振動
委員	小島 治幸	九州共立大学総合研究所 名誉教授	海岸工学（沿岸環境工学）
委員	田中 綾子	福岡大学大学院工学研究科 教授	衛生工学（化学・廃棄物）
委員	柳 美代子	住環境デザイン研究所 代表	建築・景観
委員	江口 和洋	九州大学大学院理学研究院 助教	鳥類
委員	福原 達人	福岡教育大学 准教授	植物
行政委員	藤本 正典	福岡市環境局環境監理部長	環境行政

## 自動車専用道路アイランドシティ線環境影響評価に係る環境モニタリング有識者委員会設置要綱

### (目的)

第1条 平成25年6月27日付福岡県知事発通知「福岡都市計画道路アイランドシティ線に係る環境影響評価書について」の申し送り事項に従い、環境モニタリングや各種環境保全対策等を確実に実施するため、有識者委員会を設置し、事業予定者として指導・助言を受けて、環境に配慮したアイランドシティ線整備事業の推進を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 設置する有識者委員会の名称は「自動車専用道路アイランドシティ線環境影響評価に係る環境モニタリング有識者委員会」（以下「委員会」という。）とする。

### (業務)

第3条 委員会は次の事項について指導、助言を行う。

- (1) 環境モニタリング計画の策定に関すること。
- (2) 環境モニタリング結果の評価に関すること。
- (3) 上記の評価を踏まえた対策に関すること。

### (組織)

第4条 委員会は学識経験者及び関係行政機関の職員で組織する。

### (委員の任期)

第5条 委員会を構成する委員の任期は2年とし、補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 委員は再任されることができる。

### (会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置く。

2. 会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。
3. 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2. 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ開催日時、場所及び会議に付する事案を委員に通知するものとする。
3. 会長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、福岡市道路下水道局計画部高速道路推進課で行う。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って会長が定める。

### 附則

この要綱は、平成26年1月15日から施行する。

自動車専用道路アイランドシティ線環境影響評価に係る  
環境モニタリング有識者委員会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、自動車専用道路アイランドシティ線環境影響評価に係る環境モニタリング有識者委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（受付）

第2条 委員会の会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開催の10分前までに、整理番号票の交付を受けなければならない。

（定員）

第3条 委員会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という）の定員は、あらかじめ委員会の会長（以下「会長」という。）が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときには、抽選によって傍聴人を決するものとする。

（会議場に入ることができない者）

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、委員会の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

（傍聴人が守るべき事項）

第5条 傍聴人は、委員会の会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りではない。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速かに会場から退場しなければならない。

（傍聴人への指示）

第8条 会長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度会長が決するものとする。

附則

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

○有識者委員会 運営の進め方(案)

